

山梨県公報

号外第十二号

平成二十五年
三月五日

火曜日

目次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表(三件)……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年三月五日

山梨県稲科郡	古	屋	博	敏
同	中	込	孝	元
同	中	村	正	則
同	河	西	敏	郎

平成24年度定例監査実施状況(下期分)

1 監査実施所属数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政務局		1		1
企画県民部		6		6
総務部		3		3
福祉保健部		18		18
森林環境部		2		2
産業労働部		8		8
観光部		1		1
農政部		8		8
県土整備部		7		7
教育委員会		49	1	50
公安委員会		12		12
合 計	0	115	1	116

2 監査対象期間

前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間

3 監査の実施期間

平成24年9月14日～平成25年1月30日

4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

5 監査結果処理区分

監査結果は、次のとおり区分した。

区分	要 摘
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
見 意	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。なお、必要があるとき、注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があるとき、意見については、その処理状況の回答を求める。また、必要があるとき、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点	その他	合計
指図書事項		1	4			1			1	7
指図書事項	34	22	23	15	22	23	2			141
注意事項	1	6	3	6	3	19		2		40
意見	1									1
合計	36	29	30	21	25	43	2	2	1	189

所屬毎の監査結果は、次のとおりである。

○知事政策局東京事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月21日
委員監査 平成25年1月25日
- 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年9月
- 3 監査の結果
指図書事項 なし
指図書事項 なし
注意事項 1件 (契約1)

○企画県民部東北地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月21日
委員監査 平成24年10月22日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果 指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月26日
委員監査 平成24年10月30日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果
指図書事項 なし
指図書事項 2件 (契約2)
指図書事項 2件 (契約2)

1) 東山梨合同庁舎環境管理業務委託契約において、契約書第5条に実績報告書の提出について規定されているが、定期清掃に関する報告が行なわれていなかった。
2) 東山梨合同庁舎消防設備保守点検業務委託契約において、契約書第2条の規定による業務主任者の通知が行なわれていなかった。
注意事項 なし

○企画県民部東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月24日
委員監査 平成24年10月22日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果 指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部東地域県民センター(西八代)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月26日
委員監査 平成24年10月22日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果
指図書事項 なし
指図書事項 1件 (給与1)
1) 再任用短時間勤務職員の給与について、支払時期が遅延していた。

・ 本来の支給年月日 平成24年4月16日 ・ 実際の支給年月日 平成24年4月25日
注意事項 1件 (給与1)

○企画県民部富士・東部地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月19日
委員監査 平成24年10月24日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果 指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部総合理工学研究機構

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月23日
委員監査 平成24年11月28日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果
指図書事項 なし
指図書事項 1件 (契約1)
1) 平成24年度の公用車用ガソリンの単価契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為同一に「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載がなかった。
注意事項 なし

○企画県民部県民生活センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月4日
委員監査 平成25年1月28日
- 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
- 3 監査の結果 指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○総務部職員研修所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月23日
委員監査 平成24年11月15日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果 指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○総務部総合県税事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月28日
委員監査 平成25年1月23日
- 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月
- 3 監査の結果
指図書事項 なし
指図書事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
県税に係る過年度分 平成23年度決算時 平成24年10月末現在

旧法による税	平成23年度決算時	平成24年10月末現在
料理解飲食等消費税	495,022円	0円
軽油引取税	2,222,153円	378,168円
軽油引取税	29,399,747円	0円
個人県民税	2,362,093,006円	2,057,188,429円
法人県民税	27,838,362円	21,307,032円
個人事業税	66,534,982円	53,406,849円

法人事業税	38,667,643 円	33,601,878 円
不動産取得税	324,314,434 円	275,656,579 円
自動車税	328,122,205 円	235,654,635 円
飲区税	80,000 円	80,000 円
合 計	3,179,767,554 円	2,677,273,570 円

注意事項 なし

○総務部消防学校

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年10月24日
委員監査 平成24年11月20日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部中北保健福祉事務所 (本所)

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月20日
委員監査 平成24年10月30日
 - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
 - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指摘事項 2件 (収入2)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- 【一般会計】
- ①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 4,994,398円 平成24年度分 129,600円 合計 先数 5件 5,123,998円
- 【特別会計】
- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 85,813,505円 平成24年度分 1,530,547円 合計 先数 166件 87,344,052円
- ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 1,051,486円 平成24年度分 5,739円 合計 先数 46件 1,057,225円
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 11,304,421円 平成24年度分 24,029円 合計 先数 18件 11,328,450円
- ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 8件 414,498円
- ⑤母子福祉資金連約金
過年度分 先数 7件 72,828円
- 2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳 (母寡システム) の金額に差異が生じていた。
- 注意事項 なし

注意事項 1件 (支出1)

○福祉保健部東保健康福祉事務所

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月25日
委員監査 平成24年10月30日
 - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
 - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指摘事項 2件 (収入2)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- 【一般会計】
- ①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 1件 1,024,800円
- 【特別会計】
- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 10,871,936円 平成24年度分 311,730円 合計 先数 23件 11,183,666円
- ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 5件 233,486円
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 1,922,850円 平成24年度分 53,100円 合計 先数 2件 1,975,950円
- ④母子福祉資金連約金 平成22年度分 先数 1件 4,775円
- 2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳 (母寡システム) の金額に差異が生じていた。
- 注意事項 なし

○福祉保健部南保健康福祉事務所

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月14日
委員監査 平成24年10月26日
 - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
 - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指摘事項 3件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- 【一般会計】
- ①生活保護費返還金
過年度分 23,597,819円 平成24年度分 422,816円 合計 先数 22件 24,020,635円
- ②住宅手当緊急特別措置事業返還金
平成22年度分 先数 1件 16,200円
- 【特別会計】
- ①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 4,440,340円 平成24年度分 84,924円 合計 先数 10件 4,525,264円
- 2) 生活保護法に基づく保護費返還金の過年度収入未済のうち、地方自治法第236条の規定に基づき消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。
- 3) 研修の受講料について、資金前渡で支出していたが、支払予定日の20日前に資金前渡職員 の口歴に振替支出していた。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならな いようにする必要がある。
- 注意事項 2件 (重点2)

○福祉保健部中北保健福祉事務所 (東北支所)

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月18日
委員監査 平成24年10月19日
 - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
 - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指摘事項 2件 (収入1、支出1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- 療育医療費自己負担金 平成19年度分 先数 1件 2,600円
- 2) 愛育班員全国大会への参加負担金に係る資金前渡の精算において、財務規則第72条第2項に定める5日を超えて精算されていた。

○福祉保健部富士・東部保健福祉事務所

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月27日
委員監査 平成24年10月24日

- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 2件 (収入1、物品1)
 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。

【一般会計】

- ①父子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 2件 823,300円
 ②生活保護費返還金
 過年度分 先数 3件 2,027,098円

【特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 20,375,872円 平成24年度分 730,702円 合計 先数 33件 21,106,574円
 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
 過年度分 410,649円 平成24年度分 1,314円 合計 先数 11件 411,963円
 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 先数 7件 3,474,136円
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
 過年度分 先数 6件 177,641円
 2) 賃借物品である印刷機1台及びパソコン1台について、山梨県財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていないかった。
 注意事項 なし

○福祉保健部女性相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月6日
 委員監査 平成25年1月17日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部中央児童相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月6日
 委員監査 平成25年1月17日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 3件 (収入1、支出1、契約1)
 1) 公衆電話業務の受託手数料等の調定に遅延しているものがあつた。
 2) 福祉プラザエレベーター点検業務委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行っていた。
 3) 平成23年度に契約した福祉プラザエレベーター点検業務委託契約において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していないかった。
 注意事項 1件 (契約1)

○福祉保健部こころの発達総合支援センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月6日
 委員監査 平成25年1月16日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部都留児童相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日

- 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 3件 (収入2、支出1)
 1) 歳入について、次のおり収入未済があつた。
 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金
 過年度分 先数 2件 93,520円

- 2) 児童入所施設等措置費に係る過払い分の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていないかった。
 3) 一時保護所の所外活動に要する経費として支出した前渡資金の精算において、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。
 注意事項 なし

○福祉保健部甲陽学園

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月4日
 委員監査 平成25年1月18日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 2件 (収入1、支出1)
 1) 歳入について、次のおり収入未済があつた。
 児童福祉施設設置負担金
 過年度分 449,722円 平成24年度分 44,000円 合計 先数 11件 493,722円
 2) 平成23年度10月～3月分の新聞購読料が未払いとなっており、翌年度に過年度支出としていた。
 注意事項 なし

○福祉保健部障害者相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部精神保健福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 なし
 注意事項 1件 (契約1)

○福祉保健部あけぼの医療福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月12日
 委員監査 平成25年1月24日
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 3 監査の結果
 指摘事項 1件 (その他1)
 1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あつた。
 指導事項に該当するもの 7件 (収入3、重点1、給与1、支出1、財産1)
 ①歳入について、次のおり収入未済があつた。
 ア児童福祉施設設置負担金